

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年1月17日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美	由 喜 門 尊
藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月	藤 原 和 正
大 森 茂 利			

欠席委員

太 田 修 久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 昌 明	服 部 千 敏	松 本 英 樹	高 田 和 之
時 實 乙 伊	山 崎 徹	大 河 原 律 夫	佐 藤 辰 也
田 中 伸 五	正 富 清 人	吉 田 宏	山 内 桂 三
小 西 健 文	大 森 幹 男	福 池 正 美	時 岡 加 卓
大 森 文 生	山 本 祐 章	久 米 啓 之	

欠席委員

岡 崎 浩

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 横見瀬 文子

事務局 藤原 敬士

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和5年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めます。
会長よろしくお願いします。
- 議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。
- 事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 太田 修委員、久山 英之委員、推進委員 岡崎 浩委員から欠席届が出ていることを報告します。
事務局から議案審議に先立ちまして、1点説明があります。
- 事務局 【農業委員会組織・各委員会の役割について説明】
- 事務局長 それでは、以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宇津木 康文委員、大森 茂利委員、よろしくお願いします。
それでは、議題に入ります。
まず、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 まずは、議案資料、1頁をご覧ください。
- 【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】
- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- （意見なし）
- 議長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせていただきます。
続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料2頁目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
【1番案件】

農地までの距離「2, 400m」。耕作面積「186㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。
譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在2筆。「邑久町山田庄689-3」。面積「645㎡」。

「邑久町山田庄690-2」。面積「684㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「600m」。耕作面積「1, 329㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。
譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町山田庄688」。面積「1, 329㎡」。

登記、現況地目「田」。農地までの距離「600m」。耕作面積「7, 944㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在6筆。「邑久町豆田93-1」。面積「617㎡」。

「邑久町豆田93-3」。面積「269㎡」。

「邑久町豆田93-4」。面積「288㎡」。

「邑久町豆田107」。面積「1, 484㎡」。

「邑久町豆田610-1」。面積「1, 620㎡」。

登記、現況地目「田」。

「邑久町豆田606-2」。面積「182㎡」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「35, 500m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

耕作面積0㎡について、譲受人は現在■■市にお住まいで、農地こそ所有していませんが、以前から農業に興味があり、この度知人を介して譲受人と話がまとまったことから、譲渡人が所有する空き家の取得と合わせて農地を取得し、水稻を栽培する計画で申請に至ったものです。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在2筆。「邑久町北島1378-1」。面積「238㎡」。

「邑久町北島1380-1」。面積「131㎡」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「150m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町北池440-1」。面積「85㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「12,400m」。耕作面積「6,482㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【10番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在2筆。「邑久町福谷4090」。面積「289㎡」。

「邑久町福谷4096」。面積「150㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「5m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【11番案件】

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

「邑久町福谷4082」。面積「89m²」。

「邑久町福谷4091」。面積「306 m²」。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【12番案件】

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

1 番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山 崎 委 員 2 番案件について、譲受人が自宅に隣接する農地を取得し、規模拡大を図るもので、問題ありません。

– 6 –

大河原委員	3番案件及び4番案件について、譲渡人は農地の管理が困難ということで譲受人に相談があり、売買の話でまとまりました。
	5番案件及び6番案件について、耕作の都合上、譲渡人と譲受人が農地を交換したいということで話がまとまったものです。問題ありません。
議長 佐藤委員	続きまして、7番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。 7番案件について、譲受人は現在市外にお住まいで、耕作面積が0㎡ということもあり、地元から営農に関する懸念の声がありました。 そのため、地元の役員、当事者、農業委員会事務局で話し合いの場を設け、耕作の予定、草刈等の農地の管理、水利等について話し合い、あらかじめ合意形成を図っております。 また、譲受人は農業未経験者のため、営農される中で何か問題等が生じた場合は、地元の方に相談をすることで約束しました。問題ありません。
議長 事務局	続きまして、8番案件について、岡崎委員が欠席により事務局より説明をお願いします。 8番案件については事務局から説明します。 議案説明の際に申し上げたとおり、譲受人は本人名義では農地は所有されていませんが、義父が邑久町北島で60a程度の農地を所有されており、これまでも一緒に農業をしていましたが、父が高齢ということもあり、近く農業を引き継ぐ予定となっています。 これに合わせて譲受人が主体で農業を開始するにあたり、規模拡大を図っていくもので、農業機械も父から譲り受けるとのことです。 問題ありません。
議長 吉田委員	続きまして、9番案件について、吉田委員より説明をお願いします。 9番案件について、譲受人及び譲渡人は平成元年頃に農地法第3条で農地の売買をされていますが、その際に申請漏れの農地があったことが判明し、今回の申請に至ったものです。現地は既に譲受人が使用されておりますが、譲受人は引き続き耕作をされるとのことで、問題ないと思います。
議長 小西委員	続きまして、10番案件、11番案件について、小西委員より説明をお願いします。 10番案件、11番案件について、譲受人は県外にお住まいでしたが、■■■施設のない瀬戸内市に■■■を作りたいということで移住をされました。 無農薬の野菜等を食べてもらいたいということで、今回農地の取得を申請したもので、譲受人も積極的に地域の方と溶け込みを図っており、周囲の理解も得られているので問題ないと思います。
議長 時岡委員	続きまして、12番案件について時岡委員より説明をお願いします。 12番案件について、譲受人はぶどう栽培をされており、今回規模拡大

を図りたいとのことで譲渡人と話がまとまりました。問題ありません。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から12番案件について、可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、4頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。

土地の所在「邑久町大窪439-1」。地目「田」。面積「240㎡」。
転用目的「車庫」。施設の概要「車庫(カーポート)30.17㎡」。
農地区分「第2種農地で10aあたり米450kg」。資金は「■■ ■■」。
隣地への被害はありません。

転用申請で農用地区域外農地です。位置図は、資料9頁をご覧ください。
瀬戸内ICから北西へ約550mのところに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、田中委員をお願いします。

田中委員 1番案件について、宅地内には既存の車庫がありましたが、申請人が宅地を相続した際に車庫の設置敷地が隣接地にまたがっていることが判明しました。既に老朽化していたこともあり、取り壊しに合わせて今回の申請地に車庫を新設するものです。問題ありません。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、1番案件につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

(賛成者举手)

事務局 それでは、議案資料5頁目をご覧ください。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

土地の所在「邑久町下笠加 8 2 9-1」。地目「田」。面積「4 0 3 m²」。

転用目的「自己住宅」。施設の概要「2階建 1棟 8 1. 1 5 m² 車庫（カーポート）1棟 3 0. 1 7 m²」。

建ぺい率「2 7. 5 0 %」。

農地区分「第2種農地で1 0 a あたり米4 5 0 kg」。資金「■ ■」。

隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で農用地区域外農地、1 0 a あたり■ ■です。位置図は資料1 2頁をご覧ください。

岡山学芸館高校サッカー部練習場より西へ約4 0 0 mのところでは。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 1 番案件について、前回農地法第5 条で許可となった建売分譲住宅の農地転用に際して、土砂等を搬入する通路に変更が生じたため、北側に位置する今回の申請地を通路及び資材置場に一時転用するものです。問題ないと思います。

議長 続きまして、2 番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。
佐藤委員 2 番案件について、以前にも申請と同じ内容で一時転用許可を受けた経緯があり、今回も同内容ということで、排水や地元同意等問題ないと思います。

議長 続きまして、3 番案件について、吉田委員より説明をお願いします。
吉田委員 3 番案件について、譲渡人は現在県外にお住まいで、今後戻られる予定もないとのこと農地の処分を進められており、その中で今回の申請に至ったものです。この農地は以前から地上げがなされており、先行転用されている農地であります。今回の申請で正式に転用がなされるものです。問題ありません。

議長 それでは、ただいまの第3 号議案 農地法第5 条許可申請について、1 番から3 番までの案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3 号議案 農地法第5 条許可申請の1 番から3 番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長 全員賛成ということで、承認します。
議 長 続きまして、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局 それでは、議案資料、６頁、７頁、８頁をご覧ください。

【第４号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。
議 長 ただ今の第４号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第４号議案につきまして、承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。
事 務 局 今後総会の予定については、２月の通常総会は、２月１４日水曜日に瀬戸内市役所 ２階 大会議室で開催予定です。
３月の通常総会は、３月１４日木曜日に瀬戸内市中央公民館 １階 視聴覚室で開催予定です。
議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和５年度１月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前１０時００分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年1月17日

議 長 藤 原 和 正

署 名 委 員 宇 津 木 康 文

署 名 委 員 大 森 茂 利